



# 新潟県報

発行 新潟県

**第 47 号**

平成25年6月18日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 主 要 目 次

### 告 示

- 809 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 810 公共測量の終了（監理課）
- 811 廢川敷地等の発生（河川管理課）

## 告 示

### ◎新潟県告示第809号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、刈羽村の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成25年6月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 検査の対象となる特定計量器  
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月26日（金）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	刈羽村役場車庫	刈羽村全域
7月27日から平成26年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、31日、1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関  
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

### ◎新潟県告示第810号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、佐渡市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成25年6月18日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（佐渡金山遺跡1／500平面図作成）
- 2 作業期間 平成24年11月14日から平成25年3月22日まで
- 3 作業地域 佐渡市 相川地区

### ◎新潟県告示第811号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成25年6月18日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 河川の名称  
一級河川 信濃川水系寺沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成25年6月18日
- 3 廃川敷地等の位置  
南魚沼市寺尾字庚塚705番2地先から同708番1地先まで（寺沢川右岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 109.85平方メートル